

厚生労働省教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の申請にあたって

【対象者・支給要件】

鹿児島大学医歯学総合研究科 医科学専攻(修士課程)に2017年度以降に入学し、指定講座である「大学院医歯学総合研究科医科学専攻高度メディカル専門職コース(2年制)を2年で修了する正規生を対象とします。また、支給にあたっては、厚生労働省の定める支給要件を満たすとともに、本学が規定する【受講(修了)認定基準】を満たしていることが必要です。

【厚生労働省の定める受給要件】

専門実践教育訓練の受講を開始した日(以下「受講開始日」という)に雇用保険の一般被保険者の方のうち支給要件期間が2年以上ある方。支給要件期間に関して、当分の間の措置であり通常は10年以上です。受講開始日に一般被保険者でない方も、一般被保険者資格を喪失した日(離職日の翌日)以降、受講開始日までが1年以内(適用対象期間の延長が行われた場合には最大4年以内)であり、かつ支給要件期間が2年以上ある方。**過去に受給履歴がある方は最後に給付金を受けてから10年以上の支給要件期間が必要です。**

【教育訓練給付金の支給要件照会について】

受給資格の有無は個人により異なります。(受給要件や年齢制限(支援訓練給付金)、他の教育訓練給付金を受給履歴の有無等)必ずご自分で受給資格の有無をハローワークに確認してください。

【給付手続き】※手続きは必ずハローワークに確認してください

1. 受講前の申請※ハローワークへの受講前申請締切日は受講開始日の1ヶ月前です。

手続きに関しましてはご自身の住所を管轄するハローワークにて直接申請下さい。

注)締切間際に受験する方は、合格発表を待たずに先行して申請を進めてください。

2. 受講中の申請

受講開始日から6ヶ月毎の期間(支給単位期間)の末日の翌日から起算し1ヶ月以内が支給申請期間です。

※余裕を持って受講証明書と領収書(領収証明書)等の発行申請をしてください。

3. 修了後の申請

受講を修了した時は、受講修了日の翌日から起算して1ヶ月以内が支給申請期間です。

【講座等に関する情報】

講座番号	講座名	施設名
96008-171001-6	鹿児島大学医歯学総合研究科医科学専攻修士課程高度メディカル専門職コース	鹿児島大学
受講開始予定年月日(受講修了予定年月日)	H29.4.7(H31.3.31)	
受講中の証明書請求先	学務課医歯学大学院係(099-275-5120)	

【注意】本講座を受講し給付金の受給を受ける場合は必ず受給資格者証の写しを学務課医歯学大学院係に提出すること。(本給付金についての申し出が無い場合は、証明書等の発行が出来ない場合があります。)